応請摂化日鑑 五

より。 行者伝』 州と信州を化益した時の記録。 『応請摂化日鑑』は徳本行者が文化十三 (1816) 年に上**ラヒょうせっかにつかん 六月の記事で、 にもある。 戸隠山での法楽については『徳本 『徳本行者全集』第三巻

六 日 天気

(前略)

山人 、戸隠山江法楽ニ可参被仰出、尤明後八日人足之手当申付、 先方へ一向為知申間鋪旨被仰出ける、 と相尋可置可被仰付、 被仰付ける、 通路之人参詣之場にて』法楽可被遊 尤下乗の場所ハ、 内

(後略)

七月

(前略)

弐人宿取として差遣ス、 、明八日戸隠山江御参詣可被遊旨仰出、 徳善院と申方へ相頼来る、 即西方寺へ達候処、

(後略)

八 日 天気

、六ツ半時男女老若打掛て石引入候ニ付、 即刻御発駕、 西方寺の役僧、 西方寺へ御暇乞、 称順、 両人両掛之荷、 称因、 御供、 宇八、茶八、重蔵、半七、 銚子浄国寺伴僧、円心寺伴僧、 満泉寺、本仏、本訓、 飯綱原にて御斎弁当持参ス、 御十念被下、 観音寺、 御十念被下ける、 頓教、 本律、 善導寺御十念、 沙弥卓道、 本弁、本 西方寺檀

通りに致し候、 善院へ御着被遊候事、尤御迎智泉院承り候処、 別ニ御座候間、 大久保迠徳善院代智泉院侍壱人為御迎参上、 御宿坊迠は御駕籠横付ニて宜申候間、 余人をハ格 九ツ半時徳 右之

、徳善院、智泉院拝謁、御十念被下、

旨、相尋候へハ、念仏の行者ニ御座候寒へバ不苦と答け 着座念仏一会御修行、尤宿坊へ相尋鉦鼓打候ても不苦哉之 夫より奥院江中院より大久保より中院迠』 御茶後七ッ時頃智泉院案内ニて中院江御参詣、 四十七丁、 半畳に御

六万遍日課誓授之事、 供所ニて御休息被遊、 御念仏一会、 奥の院弐丁下ニて御下乗被遊御歩行、 鉦鼓御打被遊ける、 暮方御帰宿なり、 半畳両社共ニ出ける、 御供所年番妙行院 夫より弐社ニ於て 御

被致候、 、壱﨟徳善院御登山の因縁の験るしに御名号石造立の願ひ 早速御聞済之事、

化益被仰付候様願書差出ス、 佐久間郡岩田村西念寺檀方壱人召連御帰之節、 七 日 御

明日御斎後御化益被下候様申出る、

、時と雨有之ける、

九 日 雨天

遊候ニ付、 れ諏訪にて返答に可及旨ヲ達置候事、 西念寺 参上致何卒尊来被下候哉、 昨日善光寺迠日づけニ被参候処、 否承り度相願候、 其節御登山被 何

- 、即刻拝謁被仰付候、御十念被下、
- 小川東馬三種御供養、 拝謁被仰付、 御十念被下、
- 徳善院住持順菴法印六万遍日課誓受被致候事、
- 、智泉院法印六万遍日課誓受之事、

- 一、慶寬法印蕎麦粉壱袋御供養之事、
- 聞候、 大雨に御座候得者御案内申上かたく、御延引可被下候由申 今日ハ雨中ニ候得者、 申入候得者当年ハ時候悪候哉、 上候事、 投の松并釼之峰参詣可被遊旨被仰出候間、 此段本仏江申聞候処、 御案内も不参候間、 即申上候、依之満泉寺も被申 未夕壱人も参詣不致、 此雨にてハ 其旨徳善院 山は 殊ニ
- 課御作法等早て御勧誡被遊けり、 座御化益被成下候様願出候ニ付、 、宿坊徳善院昨夜中より鬼無村之者参詣多く御座候間、 少しの間御念仏有之、 日
- 小幅名号三百七十七枚、千辺以上弐拾枚差出ス
- 先達て徳善院御登山の因縁為證御名号石造立仕度相願
- 候、依之御認メ被遊ける、
- 一、御斎後住持へ御暇乞の御十念被下、
- 四ツ半時御出立、 宝光院へ御参詣、 御念仏一会御勤め被

遊ける、

且侍壱人御送御暇乞、 大久保にて御休息御立、 御十念被下、 前 小川東馬并徳善院代僧智泉院 待合之群参ニも御十念

被下候、

七ツ半時御帰被遊侯、

一、西方寺、善導寺、観音寺、須坂浄念寺并檀中先達て御入

之為御礼檀方三人参候処、壱人ハ病気にて帰り候、

一、岩村田西念寺より唐紙御供養せり、

小市無常院御伺参上、右一同江御十念被下、

日 天気

(以下略)